

社会福祉法人島根県共同募金会海士町共同募金委員会会則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人島根県共同募金会市町村共同募金委員会設置規程第10条に基づき、海士町共同募金委員会（以下「本会」という。）会則を、次のとおり定める。

(目的)

第2条 本会は、島根県共同募金会（以下「県共募」という。）の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、本会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 募金活動の実施
 - (2) 共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
 - (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成
 - (4) 地域福祉に係わる資金需要の把握及び助成申請の周知と受付
 - (5) 助成申請団体の審査及び助成業務とその評価
 - (6) 社会福祉協議会との連携
 - (7) 助成を受ける団体等からの相談への対応
 - (8) 関係組織との連絡調整
 - (9) その他、共同募金運動の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、県共募が定める期限までに、区域内における募金計画並びに助成計画、募金を行う際の募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定するものとする。なお、策定にあたっては、区域内の地域福祉活動計画との連動を図る。本会は共同募金推進計画を県共募に進達する。
- 3 本会は、第2条に定める目的を達成するため共同募金推進会議を開催することができる。
- 4 共同募金推進会議は、共同募金運動に関して、できるだけ幅広い住民や団体の参加を呼びかけ住民の共同募金運動に対する理解と共感を高めるために開催する。

(名称)

第4条 本会は、社会福祉法人島根県共同募金会海士町共同募金委員会と称する。

(役員)

第5条 共同募金委員会に役員として、運営委員、監事を置く。

(代表者)

- 第6条 本会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 2 会長は、本会を代表して会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
 - 4 会長及び副会長は、運営委員会において互選し、県共募の会長が委嘱する。
 - 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 補欠の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

- 第7条 運営委員は、運営委員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。
- 2 運営委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。
 - 3 運営委員の定数は5名とする。
 - 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は運営委員会で決定しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改正
 - (4) 共同募金推進計画の策定
 - (5) その他、会長が必要と認める事項
- 2 運営委員会は、会長が招集して、その議長は互選とする。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
- 4 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 同条第1項(3)の決定がなされた時は、速やかに県共募会長の承認を得ることとする。

(監事)

第9条 本会に監事を2名置く。

- 2 監事は、本会の運営委員会の執行状況及び財務を監査して運営委員会に報告する。
- 3 監事は、運営委員会において選任し、県共募の会長が委嘱する。
- 4 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会)

第10条 本会に助成計画の策定や共同募金の助成の審査を行うことを目的として、審査委員会を設置し審査委員を5名置く。

- 2 審査委員会の委員は、運営委員会で選任し会長が委嘱する。
- 3 審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(専門委員会)

第11条 本会に専門事項の協議を行うことを目的として、専門委員会を設置し専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、運営委員会で選任し会長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第12条 本会の会計は県共募の会計規程に基づき行う。

(経費)

第13条 本会の経費は、県共募からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 本会の事務局を隠岐郡海士町大字海士3969番地1 保健センターひまわり内に置き、本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局職員は社会福祉法人海士町社会福祉協議会会長が、この会の事務局担当者として任免した職員をもって充て、事務局職員のうち1名を事務局長(会計責任者を兼ねる)とし、この会の会長が任免する。

附 則

- 1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この会の発足当初の運営委員は、従前の社会福祉法人島根県共同募金会海士町支会理事会において選任された次の者とする。

運営委員 田中 久夫
運営委員 竹下 一昭
運営委員 高木 輝二
運営委員 波多 章代
運営委員 大森 芳信

[別紙]

共同募金委員会の主な業務内容

1. 会の運営

- 運営委員会、監事会、審査委員会、専門委員会の開催
- 県共募保存規程に基づく文書管理

2. 募金

- 募金業務
- 募金実績の「はねっと」への入力
- 推進計画(募金・助成)の策定業務
- 募金の収納送金業務(募金の受付及び領収書の発行、送金)
- 募金ボランティアの受入れ、研修
- 表彰推薦業務
- 資材の受発注

3. 広報・啓発

- 広報活動
- 県共募情報公開規程に基づく情報開示

4. 助成

- 推進計画(募金・助成)の策定業務(再掲)
- 資金需要把握業務
- 助成申請受付業務
- 助成申請団体の審査業務
- 募金目標額の設定
- 助成業務
- 助成情報の「はねっと」への入力
- 審査委員会の運営
- 助成を受ける団体等からの相談対応業務
- 区域内の助成業務に係る県共募との調整業務
- 災害見舞金の手続きと交付

5. 会計

- 事務経費の執行
- 予算決算処理